

個別労働関係紛争に係る 訴訟費用等に必要な資金をお貸しします

豊中市では、経済的理由により訴訟等の提起、申立て等を行うことが困難な市民に対して訴訟費用の貸付けを無利子で行います。

貸付対象の訴訟等

個別労働関係紛争に係るもの

※個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)

貸付対象となる人

- 貸付対象となる訴訟等の提起、申立て等を行うことができ、かつ提起を行う意思が明らかな人
- 豊中市に住所を有し、住民基本台帳に記録されている人
- 貸付対象訴訟等の提起前の人

※所得制限があります(注)

(注)所得については、日本司法支援センターの定める「民事法律扶助資力基準」に規定する収入等の基準の1.5倍以下の人が対象となります。詳しくはお問い合わせください

貸付限度額

貸付対象の訴訟1件につき **最大50万円**

★訴訟結果にかかわらず、返済が必要です

返済方法

- 返済は、貸付金の交付を受けた2カ月以内に開始していただきます。
- 返済期限は、貸付の対象となる訴訟等が終了した日の翌日から起算して6か月以内です。
- 「全額一時払い」又は「分割払い」でご返済いただきます。

豊中市の労働相談もご利用ください

日時:月・水・金曜10時~12時、13時~16時

方法:電話(☎06-6858-6863)でも面談(生

活情報センターくらしかん2階)でも可

※予約不要、先着順です

【お問い合わせ先】

豊中市役所 市民協働部 くらし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1

(生活情報センターくらしかん内)

TEL06-6858-6863、FAX06-6858-5095

E-mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp